

						政令第261号)に基づく使用者又は指導員の指定に関すること。
		3 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に関すること。	1 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第54条第5項の規定により、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の規定による司法警察員として、逮捕状若しくは捜索差押許可状を請求し、又は麻薬、向精神薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤関係違反事件を送致すること。	1 覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)第8条及び第30条の3の規定による指定の取消し又は業務の停止をすること。 2 麻薬取扱者、向精神薬取扱者又は大麻取扱者の免許の取消し等をする事。 3 麻薬及び向精神薬取締法第58条の6の規定により診察をさせること。 4 同法第58条の8の規定により入院させ、又は同法第58条の9の規定により入院の期間を延長すること。		1 司法警察員としての職務の執行(知事決裁に該当するものを除く。)をすること。 2 麻薬取扱者、向精神薬取扱者(向精神薬試験研究施設設置者を除く。)又は大麻取扱者の免許を与えること。 3 向精神薬試験研究施設設置者の登録をすること。 4 同法第29条の規定により麻薬の廃棄の届出を受理すること。 5 覚せい剤取締法第3条又は第30条の2の規定による指定をすること。
		4 採血及び供血あっせん業取締及び献血の普及に関すること。		1 供血あっせん業の許可又はその取消し等をする事。		
		5 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する事。				
		6 薬事審議会及び麻薬中毒審査会に関する事。				
健康福祉部	生活衛生課	1 公衆浴場、興行場、旅館業、クリーニング業、	1 公衆浴場入浴料金の統制額の指定又は	1 クリーニング業法(昭和25年法律第207	1 同法第6条に基づくクリーニング師	1 クリーニング業法施行令(昭和28年政

	<p>理容及び美容に関すること。</p>	<p>地域の是正をすること。</p>	<p>号) 第 12 条の規定により免許を取り消すこと。</p>	<p>の試験を実施すること。 2 クリーニング業法施行細則(昭和 32 年熊本県規則第 32 号) 第 10 条の規定により合格通知をすること。</p>	<p>令第 233 号) 第 1 条の規定により免許証の交付又は再交付をすること。 2 理容師養成施設指定規則(平成 10 年厚生省令第 5 号) 第 7 条に規定する届出書を受理すること。 3 同規則第 8 条の規定による収支決算等の届出を受理すること。 4 同規則第 9 条の規定による入所及び卒業の届出を受理すること。 5 熊本県理容師法施行条例(平成 12 年熊本県条例第 17 号) 第 4 条第 1 項第 3 号の規定により理容所以外の場所で業を行うことを承認すること。(対象地が熊本市の場合に限る。) 6 熊本県美容師法施行条例(平成 12 年熊本県条例第 18 号) 第 4 条第 1 項第 3 号の規定により美容所以外の場所で業を行うことを承認すること。(対象地が熊本市</p>
--	----------------------	--------------------	----------------------------------	--	--